



航空輸送における移植関連事例の課題と これまでの取り組み

事例

- ・搭乗カウンターで臓器保存液や薬剤の安全性の確認に時間を要し、搭乗予定便に搭乗できなかった。
- ・医療機器用の滅菌済バッテリーを開けて確認をしたいと言われた。

※年間5～6件程度発生

【課題】

- 搭乗手続きや保安検査場で摘出器材、薬剤、臓器保存液の確認に時間を要する
- トラブル発生時、連絡先や窓口が分散し、対処に時間を要する

【取り組み】（2022年3月～5月、4回会議開催）

厚生労働省および国土交通省の指導の下、臓器や器材等の安全かつ円滑な輸送体制の確立のため、「臓器移植に関するハンドリング調整会議」を設置し、運用面の見直しと航空会社各社および臓器移植関係者への周知方法等について協議



協議した結果（決定した事項）

1. 摘出器材・薬剤等の輸送時において、全航空会社で統一した書類（臓器移植に関する臓器摘出チーム証明書、臓器移植に係る手荷物内容品申告書）を有人カウンターで提示することにより、危険物確認および搭乗手続きを円滑化する（往復ともに）
2. 航空会社各社において、搭乗手続き部門および保安検査部門へ周知徹底する
3. JOTより移植施設に周知徹底する
4. 運用開始日
 - JAL（日本航空）、ANA（全日本空輸）、SKY（スカイマーク）
2022年5月31日（火）より
 - 他社（JAL、ANA、SKYの共同運航便含む）
2022年7月 1日（金）予定

臓器移植に関する臓器摘出チーム証明書

往路の日付で問題ありません

作成日 年 月 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク
理 事 長
〔公 印 省 略〕

臓器移植に関する臓器摘出チーム証明書

下記の（施設名） _____ の者については、

臓器移植のための移動であることを証明します。

記

氏名	

以上

【連絡・問い合わせ先】※24時間対応
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク
あっせん対応本部 TEL: 03-5446-8806

復路でも、この書類は必要です。
往路と人数が違っていても同じ書類で
問題ありません。

（臓器搬送される先生は復路はいないため）

臓器移植に係る手荷物内容品申告書

臓器移植に係る手荷物内容品申告書

臓器摘出手術を行う医療チームが持参する手荷物の内容品には、手術用器材（メス・ハサミ等）及びその他医療用携帯電子機器として使用されるバッテリーなどが含まれている場合がありますが、以下の事項についての確認・措置を実施しています。

1. 手術器材（メス、ハサミ等）は全て預入手荷物に収納しており、機内持込手荷物への混入はありません。
2. 臓器摘出に用いる臓器保存液・医薬品・医薬部外品は、「引火性液体」、「毒物類」、「腐食性物質」等の危険物に該当しません。若しくは該当する物であっても1容器あたり0.5L、1人あたり2Lの輸送可能基準を超えていません。
3. リチウムイオン電池、リチウム金属電池を使用した医療器具の所持について（該当する□に✓チェック）
 有り 無し

【所持有りの場合】

以下の基準を超えていません。

- ・リチウムイオン電池：160Wh以下
- ・リチウム金属電池：リチウム含有量8g以下

【医療器具から取り外したバッテリーや予備用バッテリーがある場合】

機内持込手荷物へ収納し、預入手荷物への混入はありません。

また、以下の場合は2個以内です。

- ・リチウムイオン電池：100Wh超160Wh以下
- ・リチウム金属電池：リチウム含有量2g超8g以下

往路の日付で問題ありません

作成日 年 月 日

施設名	
搭乗者	

（往路復路いずれにも器材搬送を行う1名の氏名を記載してください）



摘出器材・薬剤等の輸送時における 摘出チームの具体的手順

1. レシピエントへの意思確認時に、JOTより未記入の①臓器移植に関する臓器摘出チーム証明書および②臓器移植に係る手荷物内容品申告書をDDDSで送付します。
2. 摘出器材リストおよびSDS（安全データシート）・医薬品添付文書は、これまで通り、必ず持参してください。カウンターで提示を求められた際はご提示ください。
3. 空港の有人カウンターで「臓器移植用の荷物であること」を伝え、上記2つの書類を提示してください。



手続きや輸送等に関する留意点

- 日本航空（JAL）、全日本空輸（ANA）、スカイマーク（SKY）の以外の他社（JAL、ANA、SKYの共同運航便含む）に関しては、7月1日（金）以前であっても、従来通りの手続きで搭乗可能です。
- 「臓器移植に関する臓器摘出チーム証明書」および「臓器移植に係る手荷物内容品申告書」は、器材搬送時の往路・復路ともに同じ書類を使用しますので、失くさないようにしてください。また、往路・復路が別の航空会社であっても有効です。
- 医療器具用バッテリーについて、注意が必要なものはリチウムイオン電池です。ニッケル・カドミウム電池は輸送制限はありません。
- 臓器搬送時の対応は現行とおりです。現地コーディネーターより運搬証明書を受け取り、空港の有人カウンターで搭乗手続きをお願いします。
- 搭乗手続きに際し、問題が生じた場合は、JOTあっせん対応本部（03-5446-8808）にご連絡ください。国土交通省、主要航空会社（JAL、ANA、SKY）の担当者の連絡先はJOTで把握しておりますので、その都度、対応いたします。

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



問い合わせ先

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

●本件に関する一般的な問い合わせ

03-5446-8806（事業推進本部） ※9：00～17:30

●ドナー情報発生時 ※24時間対応

03-5446-8808（あっせん対応本部）



手続きに必要な書類の統一化

参考

		摘出チーム証明書	内容物申告書	運搬証明書
器材 搬送	往路 提供施設へ向かう時 <small>移植施設から地元最寄り空港での手続き</small>	○	○	×
	復路 移植施設へ帰る時 <small>提供施設の最寄り空港での手続き</small>	○	○	×
臓器 搬送	復路 臓器搬送時	×	×	○

臓器移植チーム器材の輸送基準について

参考資料：国土交通省航空局より提供

種類	輸送基準	客室内への持込	貨物室への預入
手術に使用する物品 (滅菌シート、チューブ等)、 手術用滅菌ガウン、手袋、 手術着、清潔な水、 臓器搬送用クーラーボックス	危険物に該当しない	○	○
臓器保存液	危険物に該当する場合であっても、移植用臓器の保存を目的とした物件は輸送禁止物件から除外される	○	○
医薬品・医薬部外品	危険物に該当する場合に限り、以下の数量制限が適用される <ul style="list-style-type: none"> ・1容器当たり0.5ℓ又は0.5kgまで ・1人当たり2ℓ又は2kgまで 	○	○
医療器具用バッテリー (リチウムイオン電池・リチウム金属電池)	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池：160Wh以下 ・リチウム金属電池：リチウム含有量8g以下 ※1 医療器具から取り外したバッテリーや予備用バッテリーは 貨物室への預入は禁止 ※2 医療器具から取り外したバッテリーや予備用バッテリーは、以下の場合 1人当たり2個までに制限 される <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池：100Wh超160Wh以下 ・リチウム金属電池：リチウム含有量2g超8g以下 	○	○ (※1)
医療器具用バッテリー (ニッケル水素電池・乾電池等)	危険物に該当しない	○	○
手術器材 (メス・ハサミ等)	凶器に該当する場合は、客室内への持込は禁止	×	○